

代議員旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第11条に基づく、代議員の職務執行に対する旅費の支給について定めることを目的とする。

(支給対象)

第2条 支給対象者は、代議員総会へ出席する代議員とする。

(旅費の定義)

第3条 この規程でいう旅費とは、交通・宿泊に要した実費をいう。日当は支給しない。

(交通費)

第4条 代議員総会に伴う交通費は、次のとおりとする。

- (1) 交通は、原則として、鉄道、バス、航空の公共交通機関を利用し、タクシーはやむを得ない場合に限って使用する。なお、割引制度を利用できる場合は、その制度を積極的に活用し、その実費を請求すること。
- (2) 一旅行区間において片道50km以上で、その区間において普通急行列車が運行されている場合は、普通急行料金で計算する。
- (3) 一旅行区間において片道100km以上で、その区間において特別急行列車が運行されている場合は、特別急行料金で計算する。
- (4) 新幹線を利用する場合は、一旅行区間において片道150km以上の場合は、特別急行料金(のぞみ号特急券)を利用できる。
- (5) 前項の定めにかかわらず、飛行機を利用することが合理的である場合は、航空運賃で計算する。

(計算の起点)

第5条 旅費計算の起点は、代議員の居住地とする。

(旅行区間の定義)

第6条 この規程における一旅行区間とは、代議員の居住地の最寄り駅から代議員総会会場の最寄り駅までの区間のことをいう。

(宿泊)

第7条 宿泊費については、原則として一泊10,000円以内で、次のとおりの基準で

計算する。

- (1) 代議員総会の行われる地方会の構成支部の代議員は、日帰りとする。
- (2) 代議員総会の行われる地方会に隣接する地方会（境界を接する地方会）の構成支部の代議員は、1泊で計算する。
- (3) 代議員総会の行われる地方会に隣接しない地方会（境界を接しない地方会）の構成支部の代議員は、2泊で計算する。
- (4) 前第1号の定めにかかわらず、会長が特に必要と認めた場合は、宿泊費を支給できるものとする。

（請求手続き）

第8条 旅費の請求は、行動後に、代議員総会旅費請求書（仮称）に必要事項を記入し、領収書（宿泊代金）を付した請求を支部執行委員長より一括でおこない、後日、清算する。

（変更）

第9条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

（附則）

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。